

# 「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」 の概要について

大阪府健康医療部薬務課

# 条例制定の背景

- 違法ドラッグの販売店や使用者の増加に伴い、健康被害が多発するとともに、これが原因と思われる第三者の被害が発生し、大きな社会問題となっている。
- 薬事法で指定薬物制度を導入し、製造・販売等を禁止している。  
しかしながら、指定後、すぐに新たな類似構造の物質(薬物)が流通し、規制が追いつかない。(いわゆる、たちごっこの状態)  
  
→ 薬物の濫用の防止をするための規制強化が必要。

# 大阪府薬物の濫用の防止に関する条例

- |      |           |           |            |
|------|-----------|-----------|------------|
| 第1条  | 目的        | 第12条      | 警告         |
| 第2条  | 定義        | 第13条      | 販売中止等の命令   |
| 第3条  | 府の責務      | 第14条      | 緊急時の勧告     |
| 第4条  | 府民の責務     | 第15条      | 国に対する意見表明等 |
| 第5条  | 推進体制の整備   | 第16条      | 規則への委任     |
| 第6条  | 調査研究の推進   | 第17条—第20条 | 罰則         |
| 第7条  | 情報の提供     | 第21条      | 両罰規定       |
| 第8条  | 教育及び学習の推進 | 附 則       |            |
| 第9条  | 知事指定薬物の指定 |           |            |
| 第10条 | 禁止行為      |           |            |
| 第11条 | 立入調査      |           |            |

# 条例の趣旨

平成24年12月1日より全面施行

## 【目的】

薬物の濫用による被害が深刻な状況にあることを踏まえ、薬物の濫用を防止するための施策を推進し、及び必要な規制等を行うことにより、青少年をはじめとする府民の生命、身体等に対する危害の発生を防止するとともに、公の秩序又は善良の風俗を維持し、もって府民が健康に安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。

# 基本的な施策

## 《薬物の濫用防止に関する基本的な施策》

- 薬物濫用防止施策の推進を図るための体制整備
- 薬物の危険性に関する調査研究、薬物の試験検査に関する研究開発
- 府民への情報提供
- 薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動するための教育及び学習の推進に必要な措置

## 《薬物の濫用の規制》

- 知事指定薬物の指定
- 使用、使用目的の所持、製造・販売、広告等の禁止
- 立入調査
- 警告、販売中止等の命令、緊急時の勧告

# 概要その1

## (1) 薬物の定義

大麻、覚せい剤、麻薬等及びこれらと同様に、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物。

## (2) 知事指定薬物の指定

知事は、薬物のうち、府内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有すると認められる物を知事指定薬物として指定する。指定にあたり、学識者で構成する大阪府薬物指定審査会の意見を聴くものとする。(緊急時を除く)

# 概要その2

## (3) 禁止行為

	知事指定薬物	指定薬物 (薬事法)
製造・栽培	条例で禁止 (罰則あり)	法律で禁止
販売・授与		
販売・授与の目的で広告		
販売・授与の目的で貯蔵・陳列		
販売・授与の目的で所持 (薬事法指定薬物については、 上記以外)		条例で禁止 (罰則なし)
使用する目的で所持		
使用		
使用場所を提供・あつせん		

# 概要その3

## (4) 立入調査

	知事指定薬物	指定薬物(薬事法)
知事部局の職員	条例で立入調査	法律で立入調査
警察職員	条例で立入調査	—

## (5) 警告、販売中止等の命令

禁止行為に違反した者に対し、警告を発し、それに従わない場合は、販売等の中止を命じることができる。

## (6) 緊急時の勧告

府民の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、指定する前に当該薬物等の製造等の中止を勧告し、その情報を公表する。



# 概要その4

## (7) 罰則

禁止行為又は販売中止等の命令に違反した場合、府職員又は警察職員の知事指定薬物に係る立入調査を拒んだ場合等に罰則を科す。

禁止行為	知事指定薬物罰則(府条例)
製造、栽培、販売、授与 (第10条第2項第1号)	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(命令違反:2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
販売等目的の所持 (第10条第2項第2号)	
使用(第10条第2項第3号)	50万円以下の罰金
使用目的の所持 (第10条第2項第4号)	
場所の提供・あっせん (第10条第2項第5号)	
販売等目的の広告 (第10条第2項第6号)	命令違反:1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
立入調査の拒否・忌避等	20万円以下の罰金

# 条例の運用状況

## ○知事指定薬物の指定状況

- ・平成25年3月8日に8物質を指定
- ・平成25年6月5日に2物質を指定
- ・平成25年9月5日に薬物指定審査会を開催  
(現在、4物質パブリックコメント実施)

## ○立入検査

- ・府警と連携し、全店舗に対して販売自粛を強く要請  
(府内店舗数； 29店舗 平成25年8月末現在)

## ○買上調査

- ・平成24年度、30製品の内、4製品から国指定薬物が検出  
(対応；府民への注意喚起、販売店へ販売自粛、回収等を指示)
- ・平成25年度は、70製品を実施予定  
(現在、23製品を買い上げ、2製品から国指定薬物が検出)

ご清聴ありがとうございました。